

## 議案第3号

### 日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月25日提出

日進市長 萩野幸三

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、日東衛生組合の解散に伴い一般廃棄物の搬入先としてのし尿処理場の施設名称を変更するため、日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

「日東衛生組合」を「日進美化センター」に改める。

日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
条 例 第 号

日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年日進町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(許可申請手数料) 第15条 略 2 本市以外の長の許可を受けて一般廃棄物収集運搬業を行う者であつて、 <u>日進市し尿処理場の設置及び管理に関する条例(平成30年日進市条例第34号)第2条第2項に規定する日進美化センターへの搬入のみを業として行うものが前項第1号又は第3号の規定により納入すべき手数料については、免除する。</u>	(許可申請手数料) 第15条 略 2 本市以外の長の許可を受けて一般廃棄物収集運搬業を行う者であつて、 <u>日東衛生組合への搬入のみを業として行うものが前項第1号又は第3号の規定により納入すべき手数料については、免除する。</u>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。